平成 23 年 12 月 16 日

各　　位

東京都中野区本町一丁目 32 番２号
会 社 名　アクセルマーク株式会社
代表者名　代表取締役社長 尾下 順治
（コード番号：３６２４　東証マザーズ）
問合せ先　管理部門担当取締役 渡邊 祐也
（連絡先　　０３－５３５４－３３５１）

有償ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条の規定に基づき、当社取締役及び幹部従業員（以下「被割当者」という。）に対し、下記の通りアクセルマーク株式会社第 11 回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権は、本新株予約権の公正価値に相当する払込金額の払込みにより有償にて発行され、その払込金額は本新株予約権を引き受ける者にとって特に有利な金額でないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。

記

１．ストックオプションとして本新株予約権を発行する目的

中長期的な業績向上と企業価値増大を目指すにあたり、当社取締役及び従業員に対する貢献意欲を一層向上させるとともに、優秀な人材を確保することを目的とするものであります。

なお、「２．本新株予約権の発行要領　（４）本新株予約権の行使の条件」に定めるとおり、当社取締役及び従業員は本新株予約権を有償で取得し、一定の業績条件及び株価条件を充足した場合のみ行使できるものとなっております。

２．本新株予約権の発行要領

（１）本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、本新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は１株とする。

なお、本新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による１株未満の端数は切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

（２）本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権１個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金 40,000 円とする。

なお、割当日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。

（ⅰ）当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

（ⅱ）当社が時価を下回る価額で、当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{時　価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

（ⅲ）上記（ⅰ）及び（ⅱ）のほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整する。

（３）本新株予約権を行使することができる期間

平成 24 年１月 15 日から平成 29 年１月 14 日までとする。

（４）本新株予約権の行使の条件

（ⅰ）本新株予約権者は、当社が金融商品取引法に基づき提出した平成 24 年９月期乃至平成 26 年９月期の有価証券報告書に記載された当社連結損益計算書における営業利益に、平成 23 年 10 月１日を効力発生日とするエフルート株式会社との合併並びに当該合併に伴うエフルートレックス株式会社及びエフルート・モバイル・テクノロジー株式会社の子会社化により生じたのれんに係るのれん償却額（但し、販売費及び一般管理費に計上されたものに限る。）を加算した額（以下「のれん償却前営業利益」という。）の累計額が 5.5 億円を超過している場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準（IFRSs）の適用等により参照すべき営業利益等の概念に重要な変更があった場合には、上記指標に相当する指標で別途参照すべきものを取締役会にて合理的に定めるものとす

る。

（ⅱ）上記（ⅰ）にかかわらず、本新株予約権者は、平成24年９月期ののれん償却前営業利益又は平成24年９月期乃至平成25年９月期ののれん償却前営業利益の累計額が5.5億円を超過した場合は、本新株予約権を行使することができる。

（ⅲ）本新株予約権者は、割当日から３年間において、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の１月間（当日を含む直近の21本邦営業日）の平均株価（１円未満の端数は切り下げ）が一度でも行使価額の50%（１円未満の端数は切り下げ）（但し、上記（２）①ⅱに準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）を乗じた価格を下回った場合、当該下回った日以降、残存するすべての本新株予約権を行使できないものとする。ただし、上記（ⅰ）又は（ⅱ）の条件を達成した場合は、以後、本（ⅲ）に定める条件は消滅するものとする。

（ⅳ）本新株予約権者が、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も喪失した場合において、上記（ⅰ）乃至（ⅲ）の条件を充足するときは、喪失した日の翌日から30日間（以下「地位喪失後の権利行使期間」という。）に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。但し、任期満了による退任、定年退職、その他本新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、地位喪失後の権利行使期間満了後も本新株予約権を行使することができるものとする。

（ⅴ）本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めないものとし、当該本新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

（ⅵ）本新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。但し、本新株予約権の１個未満の行使はできないものとする。

（ⅶ）本新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も喪失し、かつ、地位喪失後の権利行使期間が満了した場合、当社は、取締役会で当該本新株予約権の権利行使を認めることがない旨の決議をすることができる。この場合においては、当該本新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

（５）本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

（ⅰ）本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は切り上げる。

（ⅱ）本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記（ⅰ）記載の資本金等増加限度額から上記（ⅰ）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

（６）譲渡による本新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

（７）本新株予約権の取得条項

（ⅰ）本新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のい

ずれの地位も喪失し、かつ、地位喪失後の権利行使期間が満了した場合、当社は、取締役会が別途定める日にその本新株予約権者が保有する本新株予約権を無償で取得することができる。

（ⅱ）以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、取締役会で決議された場合）、当社は、取締役会が別途定める日に本新株予約権を無償で取得することができる。

ア．当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

イ．当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案

ウ．当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

エ．当社は、取締役会が別途定める日が到来したときに、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、取締役会の決議によってその取得する本新株予約権の一部を決定する。

（８）組織再編行為時の本新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨及びその比率を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

（９）端数の取扱い

本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

３．本新株予約権の数

1,100 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、1,100 株とし、２．本新株予約権の発行要領（１）により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に上記本新株予約権の数を乗じた数とする。

４．本新株予約権の払込金額

本新株予約権の発行と引換えに払込む金銭は、本新株予約権１個あたり金９円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。

５．本新株予約権の割当日

平成 24 年１月 15 日

６．本新株予約権の払込期日

平成 24 年 1 月 15 日

７．本新株予約権の割当を受ける者及び数

当社取締役２名　850 個

当社従業員１名　250 個

以上

■本件に関するお問合せ先
アクセルマーク株式会社
経営企画部　IR担当
【TEL】03-5354-3351 ／【email】ir@axelmark.co.jp